



## 目的別/2日研修

Revised

# 法制執務

## 法制担当者に必要な知識を学ぶ

### ➤ 本研修の概要とねらい

法制執務の基本的な事柄の理解と技術の修得する。

### ➤ 主なコンテンツ

従来型法令実務、自治体の法務の登場とその背景、地方分権の時代へ社会の変化、社会現象の発生、検討対象の政策案の立案、法的妥当性、条例案審査の留意事項、審査の内容 など（詳細は裏面のタイムテーブルをご参照ください）。

### ➤ 受講対象（推奨）

法制担当者

### ➤ 講師からの一言

地方分権一括法、その後の地域一括法により、政策の条例化が必須の仕事となりました。そのため条例づくりを簡単に易しく行うには、どうするかを考えながら、法律の基礎的知識を検討しつつ、条例づくりを学んでいただけます。



一般社団法人 日本経営協会講師  
江原 勲(えばら いさお)

大学卒業後、東京都庁入庁。主税局、東京都総務局法務部 課長補佐、法務専門副参事、訴訟担当副参事を経験。都庁内に行政法実務研究会を設置し、代表として研究成果を著作、雑誌等に発表する。総務局勤労部局務担当課長を経て、東京都庁を退職・独立。

地方行財政コンサルタントとして、新税等の相談業務にあたっている。

訴訟実務、政策法務、法令事務、労使交渉、契約事務、公有財産の管理などをテーマに研修やセミナーで活躍中。

### 本講師の他の研修

- 訴訟実務
- 契約事務
- 公有財産
- 労使交渉

# 法制執務

## 2日研修タイムテーブル案

研修テーマ	主なコンテンツ	研修テーマ	主なコンテンツ
1. 自治体の法令実務 (1) 法令実務 (2) 従来型法令実務と地方分権一括法 2. 地方公共団体の立法権 (1) 憲法と条例制定権 (2) 条例の所管事項	☞ 立法技術、法令と解釈運用 ☞ 従来型法令実務、自治体の法務の登場とその背景、地方分権の時代へ ☞ 条例制定権、条例の制定と憲法上の限界、表現の自由、財産権、憲法31条等 ☞ 地方公共団体の事務、法令と条例の関係法定事項の条例への再掲の要否、国の分担事務との関係	(3) 条例の立案 4. 条例・規則の構成 (1) 総括的事項 (2) 実体的規定(基本的規定)	☞ 立法目的の把握、法令等の生成循環課程、立法事実の記録、実効性の確保 ☞ 目的、定義に関する規定、適用範囲に関する規定、解釈運用上の指針に関する規定、理念規定・責務規定 ☞ 基本事項から始め、派生する事項へ、許可に関する規定、使用料に関する規定、届出に関する規定
昼食		昼食	
(3) 規則の所管事項 (4) 条例・規則の効力 (5) 都道府県条例と市町村条例 3. 条例・規則の立案過程 (1) 対象事項の発生 (2) 政策形成	☞ 市町村長の権限、所管事項の原則、条例事項の規則への委任、条例と規則の競合、その他の規定 ☞ 地域的効力、人的効力、時間的効力 ☞ 行政措置の必要性、担当課の認識、政策形成 ☞ 社会の変化、社会現象の発生、検討対象の政策案の立案、法的妥当性	(3) 雑則・捕則的規定 (4) 条例の実効性の確保 5. パブリックコメント 6. 条例の制定・改正等の手続き (1) 条例の制定・改正の手続き (2) 改正条例の立案過程 (3) 全部改正・一部改正 (4) 経過規定の作成 7. 条例案の審査 8. 最近の著明条例の検討	☞ 報告徴収に関する規定、立入検査に関する規定、聴聞に関する規定、質問調査、公表制度 ☞ 条例案審査の留意事項、審査の内容

### ■本研修を受講した研修生の感想

- ◆ひとつひとつ丁寧にお話しいただいたので、しっかり内容を理解できました。
- ◆実際の事例や、受講者から出た質問への回答などから、実際に取るべき対応がよく分かった。

### ■本研修コーディネーター担当者からのワンポイントメッセージ

- ◆講師の経験に基づいた事例をもとにお話するため、実践的な内容となっています。

## 本研修に関するお問い合わせ

一般社団法人 日本経営協会 関西本部  
 〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4(大阪科学技術センタービル)  
 電話 06-6443-6925 FAX 06-6441-4319  
 URL <http://www.noma.or.jp>